

江別農業振興地域整備計画(昭和47年10月5日決定公告)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、江別市の住民は当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年9月2日の翌日から起算して15日以内に、江別市にこれを申し出ることができる。

令和8年8月13日

江別市長 後 藤 好



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年8月13日

至 令和8年9月 2日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

江 別 市 役 所

江 別 市 高 砂 町 6 番 地

(経済部農業振興課農政係)

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書

(1) 提出先 江別市役所 経済部農業振興課農政係

住 所 江別市高砂町6番地

FAX 011-381-1072

E-mail nogyo@city.ebetsu.lg.jp

(2) 提出方法 書面による郵送、ファックス及び電子メール等

(3) 提出期限 令和8年9月2日

(4) 提出に当たっての注意事項

個人の場合にあつては住所、氏名、生年月日及び職業を記載すること

法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること

(5) 処理結果 提出された意見についてはその要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を策定(変更)した旨の公告と併せて公告する

4 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に対する異議申立

(1) 異議の申出先 江別市役所 経済部農業振興課農政係

住 所 江別市高砂町6番地

(2) 申出方法 次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して提出すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出人に係る農用地利用計画の案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他の権利の種類及びそのものの氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 異議申出の年月日

(3) 申出期限 令和8年9月17日

(4) 申出に当たっての注意事項

異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書にはその代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を有することを証明する書面を添付すること(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条及び第15条。)